

◇ 書 評 ◇

立命館大学法学叢書 第23号

村田敏一『株主平等原則と株主権の動態』

高 橋 英 治*

1 はじめに

本書は、村田敏一先生が、15年にわたり発表してきた論文を集大成したものである。本書は、村田敏一先生が追求してきた株主権あるいは株主平等原則とは何かという株式会社法の「基本問題」から、機関投資家の議決権行使の規準などの「応用問題」まで、学問上・実務上の問題を包括的に取り扱っている。

法律学における学問上の業績は、実務家も「なるほど」と思わせるものでなければ、一流のものとはいえない。本書は、研究者だけでなく、実務家にとっても指針となる一流の研究書である。以下においては、本書の編成に従って、これを構成する論文の一部を紹介し、批判的に検討する。

2 株主平等原則の機能と解釈

ここでは、株主平等原則に関する従来の古典的学説を俯瞰しつつ、村田敏一先生の説が提示されている。考察の対象となる条文は、会社法109条1項である。この条文では、「株式会社は、株主を、その有する株式の内容及び数に応じて、平等に取り扱わなければならない」と規定する。村田敏一教授は、この条文の「数に応じて」とは「保有株式数に正比例して」という意味であり（本書51頁）、株主の財産上の利益の保護については、この会社法109条1項の保有株式数に正比例してという要請は、より強力に機能すると説く（本書52頁以下）。

村田敏一先生は、「頭数平等での取扱いは会社法が明文で個別に定めるか、あるいは事務処理上の要請として誰が見ても合理的なことが自明な場合に限定されるこ

* たかはし・えいじ 大阪公立大学大学院法学研究科教授

ととなる」と説く(本書25頁)。四国電力事件(最判平成8・11・12判時1598号152頁)のように、株主が頭数で平等に取り扱わなければならない局面は、株主総会の実務においては、多く存在する。例えば、長時間にわたる「荒れた株主総会」において議長が、その終盤の局面において、株主の質問時間をその持株数に正比例して制限したという場合(例えば、持株数を秒に換算した質問時間を株主は有するとするなど)、株式数に応じた取扱いとして会社法109条1項に照らし認められるか否が問題となる。

評者は、頭数平等原則は「株式の内容」に従って平等に取り扱う義務を会社に課すものであり、会社法109条1項に包摂されると解する(高橋英治『会社法概説〔第4版〕』66頁(中央経済社, 2020年)参照)。かかる評者の見解によると、株主権の内容から質問時間は株主に対し頭数を規準に平等に与えられるべきであり、前掲のような持株数によってする質問時間の制限は、かかる意味での頭数平等原則に違反し、いかにこの制限が持株数に正比例しているとしても、株主の質問権の不合理な制限として会社法314条違反(取締役の説明義務)になるだけでなく、会社法109条1項にも違反し、会社法315条(議長の権限)の存在を前提としても違法になる(会社法831条1項1号参照)と考えるが、村田敏一先生はいかがお考えになるであろうか。

村田敏一先生は、先生の最終的見解を示す御論文「株主平等原則の謎」において(本書はしがきi参照)、株式数に比例する権利は議決権のみであり、それ以外の権利は基本的に単独権(頭数平等)であると説く(本書52頁)。かかる村田敏一先生の最終的見解によると、前述のような株主総会における株主の質問時間の制限は、事務処理上の合理性や会議体の一般原則が適用される局面であり、会社法109条1項のような法律上の一般規定固有の適用領域ではないのであろう。

3 株主権を巡る諸問題

平成17年会社法成立前から、違法配当の法的効果は、会社法学上重要な論点であった。平成17年会社法成立前においては、学説上、違法配当は無効であると解されていた。平成17年会社法は、違法配当につき明文の規定を新たに導入したが(会社法461条以下)、同法の立案担当者は、違法配当が有効であるとの解釈を示した(相澤哲=葉玉匡美=郡谷大輔『論点解説 新・会社法』517頁(商事法務, 2006年))。村田敏一先生は、会社法の下では、会社法上新たに設けられた剰余金の配当等に関する責任(会社法462条)は、違法配当の無効を前提とした民法の不当利得

請求との競合を排除するために、いったん違法配当を有効としたものと解すべきであると論じ（本書130頁）、緻密な法解釈を有効説に立って展開する。しかし、村田敏一先生は、かかる解釈だけによっては、問題の根本的解決にならないと説き、会社法462条に新たな規律を設け、「当該株式会社の株式の取得である場合には、会社法462条1項に定める金銭等の交付を受けた者が、当該株式会社に対し、その者が交付を受けた金銭等の帳簿価格に相当する金銭の支払義務を履行した場合には、当該株式会社は、当該支払義務の履行者に対し、その履行された金銭を支払わなければならない」と規定することを提案する（本書132頁以下）。

平成17年会社法成立以降、学界は、新しい条文の下での現行会社法の意味の探求という作業を、おろそかにしているようにもみえる。村田敏一先生は、違法配当に関する緻密な解釈論を展開するだけでなく、現行会社法の不備を指摘し、それを踏まえて立法的展望も示している。

4 機関投資家の議決権行使とスチュワードシップ・コード

2014年、日本において、「日本版スチュワードシップ・コード」と呼ばれる機関投資家を名宛人とする行為規範が、英国に倣って導入された。英国では、2020年の英国スチュワードシップ・コードの再改訂により、機関投資家に、投資先企業における環境保護などの「会社の持続可能性」（ESG 要素）を、強制的に考慮させる方向に舵を切った（Comply or Explain から Apply and Explain へ、本書186頁）。これに対して、村田敏一先生は、日本法が、かかる「パラダイム・チェンジ」と呼ばれる英国のスチュワードシップ・コードの再改訂に追従すべきでないと言及（本書194頁）。この点について、近時のヨーロッパ法・ドイツ法においては、会社法が会社の持続可能性に寄与すべきであるという考え方が近時主流となりつつある（ドイツ・コーポレート・ガバナンス規準前文第2段第1文、松井智予「コーポレート・ガバナンスとSDGs」ジュリスト1566号69頁以下（2022年）、高橋英治『ヨーロッパ会社法概説』189頁（中央経済社、2020年）；Habersack, „Corporate Purpose“, in: FS Windbichler, Berlin 2021, S. 713; Habersack/Ehrl, Climate protection and compliance in German corporate law, in: Kahl/Weller (Edit.), Climate Change Litigation, A Handbook, München 2021, S. 450 ff.）。しかし、この点についての、村田敏一先生とヨーロッパ法・ドイツ法の近時の傾向との相違は、環境保護などのESG 要素をいかに会社法上考慮することができるのかという根本的な考え方の違いを基礎にしており、価値観の相違としかいいようがない。

5 商事法の解釈

本書は、最後に、「法概念の相対性」と「商法の本質」という二つの商法学上の根本問題を取り上げる。そもそも「法概念の相対性」は、20世紀初頭に、ドイツの商法学者ルドルフ・ミュラー＝エルツバッハ（1874-1959）によって提唱された（Rudolf Müller-Erbach, Die Relativität der Begriffe und ihre Begrenzung durch den Zweck des Gesetzes: zur Beleuchtung der Begriffsjurisprudenz: Vortrag gehalten in der Wiener Juristischen Gesellschaft, Jena 1913）。氏は、法律や条文が異なると、そこで使われている同じ文言も違った意味を持つことに着目し、これを「法概念の相対性」と呼んだ。ドイツ法では、現在でも、競争制限禁止法（Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen）や株式法（Aktiengesetz）で用いられている „Unternehmen“（「企業」）という概念が、置かれているそれぞれの規定の目的によって異なると考えられている。かつてドイツ商法学の影響を受けた松田二郎判事は、「法律概念の相対性」を基礎に、営業譲渡の概念について、商法総則上の営業譲渡の概念は、会社法上のそれと異なると説いた（本書199頁参照）。これに対し、村田敏一先生は、平成17年会社法の制定以降、「法概念の統一性」が重視されてきたと説き、かかる立場が法的安定性に寄与すると論じている（本書210頁）。

本書は、その最終章で、「商法の本質」を取り上げる。この問題に関しては、商的色彩論（田中耕太郎博士）と商法企業法論（西原寛一博士）との間で論争が繰り返り広げられた。村田敏一先生は、商的色彩論と商法企業法論との差異が最も具体的に現れるのは、企業でない一般人も行うことができる手形行為にあるとみる。村田敏一先生は、かかる商的色彩が著しい手形法を商法の中に包摂できる点に、商的色彩論が、商法企業法論より、商法の対象を確定する点で優れているとする（本書228頁）。

「人は異質的両極に立つ思想を切り結ばせることによって、初めて生きた真理をうる」といわれる（森信三）。本書の最終章では、村田敏一先生の現代的な実務的思考と伝統的商法学の哲学的思考という異質のものの融合による創造がなされている。

6 本書の価値

評者は、かねてより、平成17年会社法成立以降、新しい会社法の下での解釈論を充実させることが、日本の会社法の発展にとって重要であると説いてきた（Eiji Takahashi, Die Rezeption und Konvergenz des deutschen Handels- und Gesellschaftsrechts in Japan, Baden-Baden 2017, S. 15）。その際に念頭にあったのは、村田敏一先生の実務界での活躍であった。当時、村田敏一先生は、平成17年会社法の解釈に関する優れた学術論文を精力的に発表されていた。

村田敏一先生は、実務界で活躍された後に、立命館大学大学院法務研究科で教鞭を執られた。かかる実務と学問とのシナジー効果が、本書の価値の高さに大きく寄与している。経営学・社会学・文化人類学等では、社会を変えるイノベーターは常に「外から」現れるといわれる。本書が示す素晴らしい御業績は、村田敏一先生が、実務者としての経験を有していることと無関係ではない。今後、日本の研究者は、本書に倣い、平成17年会社法の解釈に関し、実務家も納得できる研究を積み上げていく必要がある。